

苫小牧市PR動画作成委託業務に係る質疑について

H29.5.18 苫小牧市総合政策部政策推進室秘書広報課

質問箇所	質問内容	回答
仕様書、1	観光や移住定住の広い分野で活用し、特に若い世代をメインターゲットにするとのことだが、3～5分の限られた時間内にそのどちらも達成することは難しいと思われる。今回の業務を通してどのようなものを作りたいと考えているのか。	3～5分の限られた時間の中で、「苫小牧市」という名前が強く印象に残る動画を作成し、幅広い分野で活用したいと考えております。
仕様書、6(2)	作成した映像の著作権は苫小牧市に帰属することだが、どの範囲を指すか。	作成する映像および本業務履行過程で得られた記録映像については、本市において再編集を行い、使用する場合があります。ただし、これらの映像素材を第三者へ使用させることはありません。
提案書作成要領、3	提出するサンプル映像について、映像の長さや、本数に制限はあるか。また提出後の映像は返却してもらえるのか。	提出するサンプル映像は1枚までです。長さについては特に制限を設けていませんが、プレゼンの時間については制限がありますのでご注意ください。なお、提出いただいた映像は返却いたしません。ただし、本業務のプロポーザル以外の目的では使用しません。
提案書作成要領、4	提案書(2)～(8)について、自由様式とあるが大きさや枚数などに制限はあるか。	ありません。枚数、大きさ、縦・横についても自由です。
提案書作成要領、4(2)	受託実績について、記載する件数や年度の制限はあるか。(過去〇年以内など)	どちらも制限ありません。
提案書作成要領、4(4)	人人体制を記載とあるが、具体的に何を指すか。	PR動画作成委託業務に係る人員や休日の体制などについて記載してください。また、再委託を予定している場合は、その旨を記載してください。
提案書作成要領、4(5)	動画の活用方法の提案について、例えばテレビ放送などを活用する場合の費用は、委託料に含まれるのか。	委託料はあくまで動画作成のみにかかる費用を想定しています。